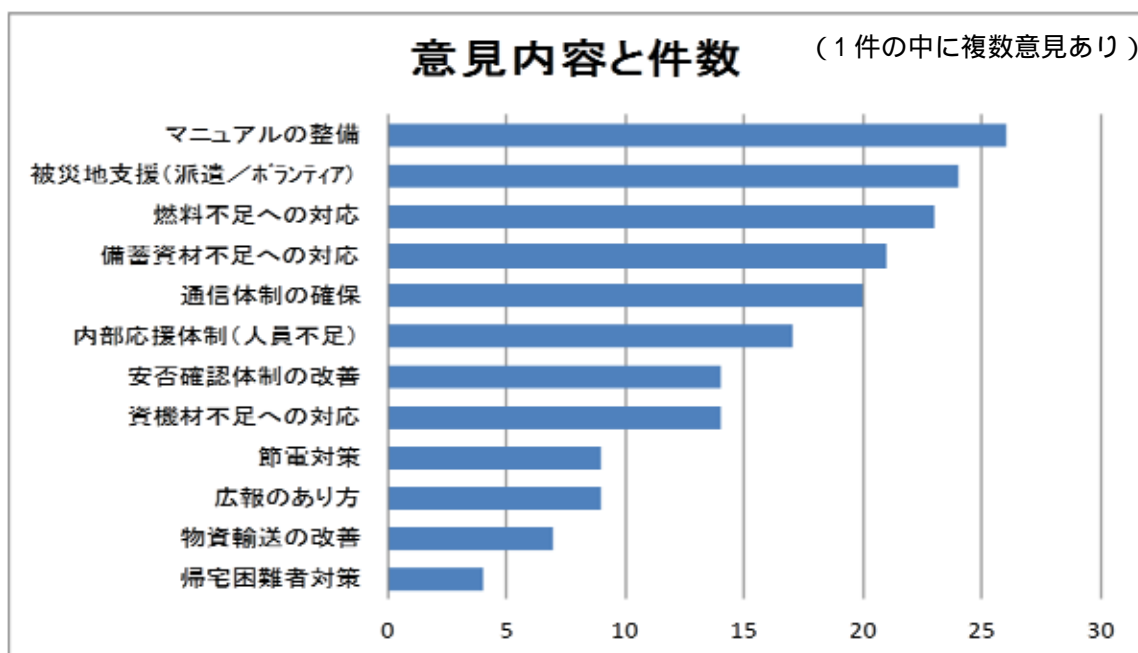


職員を対象とした災害対応改善案

アンケートとりまとめ（概要）

本 部 事 務 局
平成 2 3 年 5 月 3 0 日

- 3月29日より国土交通省職員を対象にイントラネットで災害対策に関する改善点の募集を実施。
- 5月23日17時30分までに約310件の意見があった。



主な意見

- ・ 想定外の状況となった東日本大震災の経験を生かした「災害対応マニュアル」の整備が必要である。
- ・ TEC - FORCE 登録者以外も含めた訓練体系の整備が必要である。
- ・ 通常業務に支障のない範囲で、ボランティアとして被災地の応援に行けるような体制が必要である。(被災地の役に立ちたいという希望)
- ・ 燃料と TEC - FORCE 活動に使用する官用車が不足した。
- ・ 通信体制の整備が必要である。(携帯電話の不通、衛星電話の充電バッテリー切れ、停電による通信不能など)
- ・ 災害対応に対する応援体制の整備が必要である。
- ・ 安否確認のために相当な時間と手間を要した。
- ・ 節電に対する意識には個人差があり、省として節電を徹底する必要がある。
- ・ もっと国土交通省の活動が十分に伝わるような広報が必要。
- ・ 優先通行(緊急通行車両)の的確な運用により、円滑な物資輸送を確保する必要がある。

東日本大震災を踏まえた

本 部 事 務 局
平成 2 3 年 5 月 3 0 日

災害対応の改善策について（中間報告）

本資料は、今般の東日本大震災に対する防災対応の経験を踏まえ、災害が発生する前に準備しておけば有効だったと考えられる事項を中間的にとりまとめたものである。今後、さらなる検討を加え、国土交通省防災業務計画への反映等必要な対応を行う。

1. 津波対策等の強化

津波警報発表・伝達体制の充実

- ・適切な津波警報を速やかに発表するための技術開発と観測網の強化
- ・被災しても観測可能な観測網の体制の確保（津波観測施設の強化等）

津波・地震に強い施設整備

- ・空港における津波対策の検討、航空基地における津波防災対策の強化
- ・津波に強い広域物流ネットワークの構築
- ・航路標識の耐震・津波対策の徹底
- ・防災拠点を含む港湾の配置、地震・津波に強い施設整備の検討
- ・巡視船艇基地での耐震性の高い岸壁やポンツーンの整備、立地の検討
- ・橋・盛土等道路構造物の耐震基準の検証
- ・海岸保全施設、河川管理施設等における津波に強い施設整備の検討
- ・地震発生と連動した水門等の自動化・遠隔化操作システムの整備
- ・避難場所等道路の付加的機能の検討
- ・鉄道施設の津波・地震防災力強化の検討

津波災害からの早期機能回復

- ・早期道路啓開方針の検討
- ・機能が停止した施設の応急的な機能回復方法の検討
- ・航路標識の応急復旧体制の構築
- ・津波による漂流物・漂流ごみを迅速に回収できる体制の整備

- ・ 管理者の枠にとらわれない復旧の実施

2. 緊急輸送体制の改善

制度の規制緩和や運用の弾力化

- ・ 緊急物資輸送や緊急旅客輸送を円滑に行えるよう、各種規制につき、緊急避難的対応の検討
- ・ 航空機からの物件投下の届け出手続きの弾力化
- ・ 震災直後の緊急車両の通行やバス・タクシーによる帰宅者輸送のための大都市圏におけるルートの確保方策等の検討
- ・ 緊急交通路等における通行ルール（警察による緊急車両標章の発行等）の設定
- ・ 鉄道の旅客線を用いた貨物輸送の検討
- ・ 道路の緊急時における機能の再検証
- ・ 緊急車両の定義の再検討（災害保険の査定資料運搬の要望等）

緊急支援物資の円滑な輸送の確保

- ・ 運輸事業者との災害時協力協定の締結促進
- ・ 支援物資情報を一元化し共有するシステムの開発
- ・ 支援物資輸送に係るマニュアル策定
（民の活用、全輸送モード活用の調整、国庫負担ルール等）
- ・ 物流専門家の参画・配置
（政府内の調整の場、集積所や末端輸配送のオペレーション）
- ・ 災害時協力協定に基づく民間物流施設等の整備・活用の推進
- ・ 広域幹線道路網の多重性の確保
- ・ 災害時緊急輸送に利用可能な船舶・輸送機器に関する検討
- ・ 海上輸送に係る安全確保のための測量体制の強化
（測量船及びマルチビーム測深機、航空レーザー測深機等の調査機器の整備）

3. 燃料の確保・供給、非常用電源の確保

ガソリン等燃料の確保・供給

- ・ ガソリン運搬手段の確保方策、ルートの検討
- ・ 拠点となる給油拠点の事前の選定（緊急輸送路上ガソリンスタンド等）
- ・ ガソリンの給油方法に関する検討（船から車両への給油等）
- ・ 災害対応に係る車両・機械等への優先的な給油の確保、給油方法の検討
- ・ 事務所、出張所等の発電設備の燃料の確保及び運搬・給油方法の検討
- ・ トラック、バス、タクシー等の燃料の優先確保

非常用電源の確保等

- ・ 航路標識、観測・通信施設、庁舎等の非常用電源、予備電源の確保
- ・ 水門等の津波に対する操作を伴う施設の電源設備の耐水化
- ・ 監視カメラや情報表示装置等の停電対策（小型発電機、バッテリー等）

4 . 監視観測・情報通信機能の改善

- ・ 光ファイバの強化とマイクロ回線との統合（連携）による通信の信頼性向上
- ・ 既存の通信ネットワークを活用した地方運輸局、地方気象台、地方航空局との災害用連絡手段の検討
- ・ 災害時優先電話の運用の改善、デジタル秘匿通信システム及び衛星通信装置といった災害の影響を受けにくい通信設備の整備
- ・ 地方支分部局等と本省間のTV会議システムが未整備な箇所の整備
- ・ 一般回線が途絶時の民間事業者と連絡方法の検討
- ・ 監視カメラや情報表示装置等の情報収集・提供施設の充実
- ・ ヘリコプター撮影画像伝送システムの増強
- ・ 海底地殻変動観測のための海底基準局の復旧・増設、大型測量船のマルチビーム測深機の整備

5 . 防災情報等の伝達・広報の改善

- ・ 管理者の枠にとらわれない情報の収集・共有体制の検討
- ・ 各省各庁の官庁施設の被災情報について、現地でのほか本省間での情報収集等調査の複線化
- ・ 被災状況など調査した情報の速やかで円滑な提供と活用
- ・ 英語による広報の充実
- ・ 防災気象情報、航行警報・水路通報等の提供体制の強化（迅速化、ビジュアル化等）

6 . 官署における防災体制の強化

体制の強化、事前準備

- ・ 他の官署において業務を代行できるように事前に準備
- ・ 出先機関への補給の確保（食糧、大型テント等の備品等）
- ・ 民生支援のための地方整備局等の支援体制や物資の備蓄及び輸送方法等の防災計画への盛り込み
- ・ 保有施設の活用方法の事前の検討（防災フロート、海水淡水化機材、ポンプ車等）

- ・海上保安署、航空基地における宿直体制の充実
- ・国と自治体の連携体制の更なる強化

庁舎の防災能力の強化

- ・被災者の利用を想定した準備（毛布、飲料と案内板等）
- ・庁舎の耐震・津波対策の強化及び臨海部における高層化、移転の検討
- ・電話機サーバーの階上設置
- ・非常食、保存水等の非常物資の備蓄

7 . 救難・防災体制の強化

- ・大型巡視船、大型巡視艇、ヘリコプター等の整備
- ・潜水資機材、油防除資機材、放射線対応資機材等の救難・防災関係資機材の整備
- ・船艇・航空機の予備品の整備
- ・大規模災害の発生に備えた海上防災基地整備の検討

8 . 避難者支援

- ・応急仮設住宅の最大供給可能数の常時からの把握
- ・応急仮設住宅の建設可能地の事前の検討、用地選定の要員の派遣
- ・被災者への住宅等に係る情報提供方法の検討
- ・被災者の旅館・ホテルへの早急な受け入れ方法、体制の検討
- ・港頭地区における避難機能の整備

9 . 自治体支援

- ・専門家等の地方公共団体への派遣（技術支援、人材派遣等）
- ・相談窓口の有効活用（被災自治体建物の技術的な相談への対応を想定）
- ・既存の光ファイバ等通信回線を活用して災害時に自治体との通信確保
- ・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の更なる強化

10 . 臨海部における産業の迅速な復興支援等

- ・基幹的輸送機能の拠点的配置等による代替性・多重性の確保
- ・防災・減災に配慮した港湾施設の配置・構造や土地利用の見直し
- ・耐震強化岸壁の整備、荷役機械の免震化等による防災拠点機能の強化
- ・コンテナ、フェリー、RO/RO等基幹的輸送機能を担うターミナルの耐震化
- ・土地利用等を踏まえた防護ラインの見直し
- ・臨海部の立地企業と一体となった総合的な地震・津波防災対策の推進
- ・建設会社の資金繰り確保のための前払金保証制度の弾力化

東日本大震災を踏まえた、 今後の取り組み方針案について

本 部 事 務 局
平成 23 年 5 月 30 日

東日本大震災を受けて、今後、以下の事項について検討を進め、必要に応じて国土交通省防災会議等に諮るものとする。

1．国土交通省防災業務計画の見直し

- ・国土交通省としては、東日本大震災への対応を踏まえた防災業務上の教訓や改善点をとりとまとめ、政府の防災基本計画へ反映させるとともに、防災基本計画の見直しを踏まえた国土交通省防災業務計画の見直しを行う。
- ・政府においては、中央防災会議に「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」を設置し、今回の地震・津波被害の把握・分析、今後の地震動推定・被害想定のある方及び今後の地震・津波対策の方向性について検討し、さらに、秋頃にとりとまとめられる専門調査会の結論を受けて、防災基本計画の見直しを行う予定である。

2．東日本大震災対応記録集の編纂

- ・東日本大震災は、戦後最大の広範かつ広域の災害であり、国土交通省として も初めての緊急災害対策本部を設置し、各部局の連携のもと様々な災害対応を実施したところである。
- ・これらの対応の記録は、将来の大災害に対する貴重な資料であり、今後の災害対策に資することから、東日本大震災における国土交通省の対応について、緊急災害対策本部の記録、各部局の対応状況、地方支部分部局の活動内容等広範に資料を収集・整理し、東日本大震災対応記録集を編纂する。

3．「災害時ノウハウ集（仮称）」の作成

- ・今般の東日本大災害への対応の中で、災害時特有の様々なノウハウが役に立った。平常時には使われないが災害時に役立つこれらの知識を共有化し、今後の災害対応でも活用するために、容易に参照できる小辞典形式にとりとまとめ、「災害時ノウハウ集（仮称）」を作成する。

国土交通省防災業務計画の見直しについて

東日本大震災の発生

震災対応を通じて災害対応における改善事項が明らかとなった

- ・事前に準備しておくべき事項
- ・地方自治体への災害対策支援要員の派遣に関する事項 等

これらを踏まえ

■国土交通省防災業務計画の見直しを行う

参考)防災業務計画とは:

- 災害対策基本法第36条第1項の規定に基づき作成
- 中央防災会議が作成する防災基本計画を基本
- 防災に関してとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を規定

■国土交通省防災業務計画の見直しスケジュール

平成23年6月から 東日本大震災への国交省対応に関する課題・改善点を整理
参考)「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する
専門調査会(中央防災会議)」

平成23年秋頃目処 国交省防災業務計画の修正(案)のとりまとめ

(平成23年秋頃から「専門調査会」からの基本方針の提言を受け、防災基本計画の修正を開始)

平成23年度中 防災業務計画の決定

【参考】国土交通省防災業務計画の経緯】

- 平成14年5月 中央省庁再編後、国土交通省として初めて防災業務計画を作成
- 平成16年6月 東南海・南海地震特措法等を踏まえた修正
- 平成18年8月 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等を踏まえた修正
- 平成20年4月 緊急災害対策派遣隊の創設、位置づけに関する所要の修正
- 平成21年6月 近年の災害を踏まえた新規施策、法律改正、各種提言等を踏まえた修正

災害時ノウハウ集(仮称)のイメージ

項目	内容
交通関係の復旧状況 図の作成・公表 【道、鉄、空、港、地 理、事務局】	<p>主要な道路・鉄道・空港・港湾の復旧の進捗状況を1枚の図にまとめ公表した。</p> <p>今回の災害では国土交通省 HP に掲載しマスコミでも取り上げられることで、円滑な人命救助、救援物資輸送などに活用された。さらに、復旧状況図についてはA1拡大版のパネルを作成し、大臣室や官邸等に配布し、訪問者への説明に大いに活用された。</p>
緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 総括司 令部の設置 【地整、事務局】	<p>全国から参集するテックフォース隊員と各種災害対策用機械等を迅速に展開するため、東北地方整備局に企画部長をヘッドとして、テックフォース派遣元の各地整の官クラスをメンバーとするテックフォース総合司令部を設けた。</p> <p>これにより、被災市町村毎に異なる支援ニーズを迅速に把握するとともに、市町村との派遣調整を実施し、その情報を本省緊急対策本部と共有することにより、的確な自治体支援が可能となった。</p>
排水プロジェクトチ ームの設置による緊急 排水 【河】	<p>今回の大津波による大規模な湛水が、捜索活動や施設の復旧活動の障害となったため、プロジェクトチームを設置し、所管にとらわれず緊急排水を実施した。</p> <p>本省PT(河川局)及び現地PT(東北地整河川部)の連携のもと、全国の地方整備局に配備している排水ポンプ車を集結し(最大時96台稼働)、機動的・重点的に緊急排水を実施することにより、効果的な湛水解消を可能にした。</p>
救援活動における航 空機からの物件投下 の届出等に関する法 手続の弾力化 【空】	<p>被災地への救援物資の速やかな輸送を図るため、以下のとおり手続を弾力化した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 物件投下の届出を電話による連絡により取り扱うこととした。 具体的な投下回数や場所を特定しない包括的な届出を可能とした。 <p>空港等以外の場所での離着陸の許可及び最低安全高度以下の飛行の許可に関しても、具体的な実施回数や場所を特定しない包括的な許可手続を可能とした。</p> <p>以上の措置について、関係機関及び関係団体に通知した。</p> <p>今後、一定規模の災害等が発生したときには、ただちに今回のような措置が発動できるようルール化を図ることとする。</p>